

## 第 4 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 8 年 4 月 1 7 日(金) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

### 3 議案

( 1 ) 議案第 1 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

( 2 ) 議案第 1 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

( 3 ) 議案第 1 5 号

現況確認証明に対する意見決定について

( 4 ) 議案第 1 6 号

荒廃農地に係る非農地判断について

( 5 ) 議案第 1 7 号

石川町農地利用最適化推進委員の候補者の選考について

#### 4 出席委員

農業委員 6名

3番 永沼 善恵      4番 岩谷 金良      5番 野内 誠  
6番 大串 政一      8番 泉 利夫      9番 根本 常和

農地利用最適化推進委員 10名

11番 近藤 強      13番 添田 文彦      14番 小針 淳一  
16番 伊藤良平次      17番 小豆畑 元      18番 添田 健  
19番 円谷 和司      20番 近内 壽夫      21番 矢内 常男  
22番 福田 正三

#### 5 欠席委員

農業委員 3名

1番 黒崎 佳奈      2番 鈴木 義延      7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 2名

12番 佐川 正治      15番 渡邊 健一

#### 6 出席した事務局職員

事務局長              荒木 成輔  
農地管理係長          矢吹 進  
書記                      矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は6名です。  
定足数に達しておりますので、只今より第4回石川町農業委員会総会を開きます。  
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議ないものと認め、3番 永沼善恵委員、4番 岩谷金良委員 を指名いたします。

---

(1) 議案第13号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。  
議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。  
令和8年4月11日午前9時より、譲渡人の〇〇〇〇氏、妻の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の佐川正治氏、近藤強氏と私の5人で調査しました。  
場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約8kmの〇〇〇〇を通り過ぎ、さらに1km進んだ左側にあります。  
申請地は、字〇〇〇〇番 畑 2, 119㎡です。  
譲渡人の〇〇〇〇氏は、自宅が道路を挟んだ向かい側にありますが、高齢で足腰も弱っており農作業はほとんどできません。  
後継者もいなく、〇〇〇〇氏が少しやっている程度です。  
譲受人の〇〇〇〇氏は、〇〇〇〇氏の長女で現在、〇〇〇〇に住んでおりますが、頻繁に帰ってきて野菜作りをしています。

将来、実家に戻る考えもあるので今回土地を所得することにしました。  
権利取得後は、周辺農地と協調し影響を与えることの無いよう営農活動を行い、また、地域農業活動の取り決めを守り、積極的に地域の農業に参加協力していくとのことでした。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第13号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和8年4月11日午前9時30分より、譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の5名で、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の合計3筆、地目 田 総面積33,199㎡を調査しました。

場所は、石川町役場から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向い、4km先の〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に右折し、2km先の〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に右折し、4km先の〇〇〇〇付近の左折道路を200m程進んだ所に位置します。

当該地は、譲渡人が長年耕作していましたが子である譲受人に贈与し、段階的に事業継承していく為に申請に至りました。

譲受人は、譲渡人と共に耕作して来ており、今後の耕作に問題はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等

ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第13号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

令和8年4月11日、午前10時より行いました。

譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の5名で、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇番〇〇〇〇番の合計3筆 地目 田、総面積2,485㎡を調査しました。

場所は、石川町役場から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向い、4km先の〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に右折し、2km先の〇〇〇〇方面に右折し、3km先〇〇〇〇道路を500m程進んだ所に位置します。

当該地は、既に譲受人が耕作していますが譲渡人が共有持ち分の5分の1を所有しており、今後の利便性を図るため譲渡人が快く贈与することになり、今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第13号農地法第3条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。

令和8年4月11日午前9時30分より譲受人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の佐川正治氏、近藤強氏と私の4人で実施しました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約4kmの〇〇〇〇を右折し、〇〇〇〇の50m先を左折し、200m先を左折し、さらに300m先の右側に位置します。

申請地は、字〇〇〇〇番 畑 1, 595㎡と字〇〇〇〇番 畑 10, 581㎡の2筆です。

譲渡人の〇〇〇〇氏は、高齢で後継者がいない状況でしたが。すぐ隣に住む孫の〇〇〇〇氏とその夫の二人で引き継ぐ話がまとまりました。

自宅のすぐ前なので十分に管理できると思われれます。

権利取得後は、周辺農地と協調し影響を与えることの無いよう営農を行いまた、地域農業活動の取り決めを守り積極的に地域農業に参加協力していくとのことでした。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議長 異議のないものと認め、議案第13号農地法第3条第1項番号4について、承認するものと決定いたします。

---

## (2) 議案第14号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議長 次に、議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

こちらにつきましては、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を担い手へ貸し付ける際に、町が農用地利用集積等促進計画(案)を作

成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、総会にてご審議をお願いするものでございます。

農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

畑が1筆で、2, 524㎡です。貸し手が1人、借り手が1人となります。設定する権利につきましては、賃借権で、令和8年5月30日から令和12年12月31日までとなります。

只今、説明しました計画（案）につきましては、効率的利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上です。

議長 只今説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については承認するものと決定いたします。

---

### (3) 議案第15号

現況確認証明に対する意見決定について

議長 次に、議案第15号現況確認証明に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

議長 現況確認証明申請番号1を調査されました近内壽夫委員に報告を求めます。

近内壽夫委員 現況確認証明申請番号1を調査した結果を報告いたします。

令和8年4月9日午後1時30分より、荒木事務局長、矢吹係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏と申請者の〇〇〇〇氏と私の5名で字〇〇〇〇番 地目 畑 1, 482㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇線の〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面、西へ80

0 m進んだ所から〇〇〇〇へ100 m進んだ左に位置します。

申請地は、相続時以前、約20年以上前から休耕地でありました。

現在は兼業農家として米作りをしています。畑まで手が回らず荒廃しています。地目変更して別の用途に使用できるように地目変更登記を行いたいとのことです。

近隣の農地に対する影響はなく支障ありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今、報告のありました、現況確認証明申請番号1に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第15号現況確認証明に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

---

#### (4) 議案第16号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第16号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流します。後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。  
ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。  
議案第16号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号116を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

---

#### (4) 議案第17号

石川町農地利用最適化推進委員の候補者の選考について

議 長 次に、議案第17号石川町農地利用最適化推進委員の候補者の選考についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長

(朗読説明)

石川町農地利用最適化推進委員の候補者の決定について説明します。  
現在の最適化推進委員の任期は農業委員と同様に、令和8年7月19日までとなりますので、次期の推進委員の選考を行う必要があります。  
最終的な議決や委嘱については、改選後の最初の農業委員会総会にて行うこととなりますので、今回の農業委員会では、候補者の選考、決定までを行い、次期農業委員会へ申し送りすることになります。  
推進委員の募集については、定数12名に対して、12名の推薦がありました。定数内ですので、異議がなければ、推薦があった12名を候補者とし、次期農業委員会にて諮ることになります。  
石川町農地利用最適化推進委員候補者一覧をご覧ください。  
こちらが推薦を受けた者の一覧になります。  
石川地区から2名、沢田地区から2名、山橋地区から2名、中谷地区から2名、母畑地区から2名、野木沢地区から2名計12名の推薦をいただいております。  
一括して審議していただければと思います。

議 長 只今、説明のありました、石川町農地利用最適化推進委員の候補者の選考について、何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第17号石川町農地利用最適化推進委員の候補者の選考について、承認するものと決定いたします。

---

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。  
これで本日の会議を閉じます。

午後2時20分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和8年4月17日

石川町農業委員会長

議事録署名人

---

3番

---

4番

---